

4 失効後6か月を超え1年を経過しない方 (うっかり忘れた方)

仮運転免許証の交付

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 失効してから6か月を超え1年を経過しない方(うっかり忘れた方) ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
試 験 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 仮免許の学科試験、技能試験ともに免除となります。 ※ 適性試験に合格すると、失効した運転免許の種類及び限定に応じて大型仮免許証、中型仮免許証、準中型仮免許証又は普通仮免許証が交付されます。
受 付 時 間	<p>月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始の休日を除く。） 午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません。）</p>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍）の記載された住民票 ○ 失効した運転免許証（返納の義務があります。）
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。 （「本籍（国籍）省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍（国籍）の記載された住民票のほかにマイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証など本人確認のための書類の提示が必要となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 仮免許取得後、普通免許等（本免許）を受験する場合は、3か月以内に5日間以上の路上練習が必要となります。（受験資格となっています。） <p>（例）普通仮免許を申請し、普通免許を取得する場合の順序 仮免許の適性試験合格→仮免許証交付→路上練習（5日間以上） →普通免許学科試験→普通免許技能試験→取得時講習受講（指定自動車教習所）→運転免許証交付の順になります。</p> <p>※ 詳しいことは、仮免許証交付の際、担当者から説明します。</p>

受験手数料	1, 550円
交付手数料	1, 150円
計	2, 700円

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで